

事務局説明資料

令和3年7月14日

文部科学省

初等中等教育局教育課程課

第Ⅱ部 各論

２．９年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

（２）教育課程の在り方

②補充的・発展的な学習指導について

イ 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導

- 米国等においては「ギフテッド教育」として，古典的には知能指数の高さなどを基準に領域非依存的な才能を伸長する教育が考えられてきたが，近年ではこれに加え，領域依存的な才能を伸長する教育や，特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒(※)に対する教育も含めて考える方向に変化している。
※ 特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒は“２Ｅ（Twice-Exceptional）”の児童生徒と言われる。
- 例えば，単純な課題は苦手だが複雑で高度な活動は得意など，多様な特徴のある児童生徒が一定割合存在するなかで，学校内外において，このような児童生徒を含め，あらゆる他者を価値のある存在として尊重する環境を築くことが重要である。
- 一方で，特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する教育に関し，我が国の学校において特異な才能をどのように定義し，見だし，その能力を伸長していくのかという議論はこれまで十分に行われていない状況にある。
- このため，知的好奇心を高める発展的な学習の充実や，大学や民間団体等が実施する学校外での学びへ児童生徒をつないでいくことなど，国内の学校での指導・支援の在り方等について，遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行い，更なる検討・分析を実施する必要がある。

4. 補充的・発展的な学習指導について

(2) 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導

- 米国等においては「ギフテッド教育」として、古典的には知能指数（IQ）の高さなどを基準に領域非依存的な才能を伸長する教育が考えられてきたが、近年ではこれに加え、領域依存的な才能を伸長する教育や、特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒(※)に対する教育も含めて考える方向に変化している。また、才能教育というと個人が過度に強調される場合があるが、例えば国際水準の研究成果も現在は共同研究により生み出されることが多く、学際的な多様な才能が組み合わさることがブレイクスルーにつながることに注目されている。

※ 特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒は“2E (Twice-Exceptional)”の児童生徒と言われる。

- 例えば、単純な課題は苦手だが複雑で高度な活動が得意な児童生徒や、対人関係は上手ではないが想像力が豊かな児童生徒、読み書きに困難を抱えているが芸術的な表現が得意な児童生徒など、多様な特徴のある児童生徒が一定割合存在する。学校内外において、このような児童生徒を含め、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する環境を築くことが重要である。
- 我が国においては、これまでもスポーツや文化などの分野で学校外において特異な才能を伸長するシステムが作られてきている。一方で、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する教育に関し、学校において特異な才能をどのように定義し、見だし、その能力を伸長していくのかという議論はこれまで十分に行われていない状況にある。

(承前)

- その上で、学校においては、特異な才能のある児童生徒も含め、「個別最適な学び」を通じて個々の資質・能力を育成するとともに、「協働的な学び」という視点も重視し、児童生徒同士がお互いの違いを認め合い、学び合いながら相乗効果を生み出す教育が重要である。具体的には、ICTも有効に活用しつつ、学習意欲を喚起するとともに、知的好奇心を高める発展的な学習を充実していくことや、3. (3) で述べたSTEAM教育など、教科等横断で実社会と関わるプロジェクト型の学びが有効に機能するのではないかと考えられる。
- また、特異な才能のある児童生徒の能力を伸ばしていくには、大学や民間団体等が担う役割が大きい。このような学校外での学びへ児童生徒をつないでいくことや、学校においてその学習を生かし自他ともに学び合い成長する機会を設けること、学校における評価について整理を進めていくこと等が必要であると考えられる。
- このため、知的好奇心を高める発展的な学習の充実や、大学や民間団体等が実施する学校外での学びへ児童生徒をつないでいくことなど、国内の学校での指導・支援の在り方等について、遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行い、更なる検討・分析を実施する必要がある。その中で、学校や教育委員会、教師が果たす役割や、教員養成・研修における取扱いについても整理していく必要がある。

科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）（抄）

第2章 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

3. 一人ひとりの多様な幸せ（well-being）と課題への挑戦を実現する教育・人材育成

(c)具体的な取組 ① S T E A M教育の推進による探究力の育成強化

- 突出した意欲・能力を有する児童・生徒の能力を大きく伸ばし、「出る杭」を伸ばすため、大学・民間団体等が実施する合同合宿・研究発表会など学校外での学びの機会や、国際科学コンテストの支援など国内外の生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。【文】
- 社会に開かれた教育の観点から、最新のテクノロジーの動向も踏まえつつ、Society 5.0の実現に向けた取組の加速に向け、S T E A M教育を通じた児童・生徒・学生の探究力の育成や、その重要性に関する社会全体の理解の促進等について、C S T Iに検討の場を設置し、中央教育審議会の委員の参画を得つつ、2021年度から調査・検討を行うとともに、その検討結果について科学技術・イノベーション政策や教育政策へのフィードバックを行う。【科技、文】

統合イノベーション戦略2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

第1章 総論 3. これまでの取組の評価・課題と重点的に取り組むべき事項

（3）一人ひとりの多様な幸せ（well-being）と課題への挑戦を実現する教育・人材育成（S T E A M教育/特異な才能の伸長/多様な教職員集団/小学校教科担任制等）

2020年度から順次実施されている新学習指導要領においては、教科等横断的な学びや探究的な学びが重視されており、特に高等学校においては理数教育や情報教育の充実が掲げられている。また、イノベーション創出の観点から必要不可欠となるS T E A M教育の充実のためには、学校における授業改善はもとより、学びを支援するための外部人材・資源の学びへの参画・活用が重要となる。これらの具体策を検討するため、2021年度中にC S T Iに設置する中央教育審議会の委員の参画を得た有識者会議において、S T E A M教育の充実に向けた具体策や特異な才能のある子供の能力を伸長するための教育環境の構築について検討を進める。なお、産業界との連携等を図るため、適宜、産業構造審議会の委員の参画を得る。また、理数教育の強化に向け、先進的な理数教育を行う高等学校等の支援や、高度理系人材等、専門的な知識・技能を有する多様な人材が学校現場に参画しやすくなるような教員免許制度の見直し、小学校高学年における教科担任制の推進等の取組を着実に進めていく。

規制改革実施計画（令和２年７月１７日閣議決定）（抄）

Ⅱ 分野別実施事項

２．雇用・人づくり分野

(2)イノベーション人材育成の環境整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	イノベーション 人材育成の 環境整備	a 略 b （略）また、理科は飛びぬけて優秀だが社会は苦手な生徒など、ある一点に秀でた生徒をどのように指導し評価することが望ましいか、指導や学習評価の在り方等について研究し、結論を得る。 c～e 略	a,c,d,e：略 b：令和２年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	文部科学省

参考資料



事業概要

Society5.0をリードし、SDGsの達成を牽引するイノベティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。

- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等とが協働し、高校生が主体となり、海外をフィールドにグローバルな社会課題の解決に向けた探究的な学びを実現するカリキュラムを開発。
- ◆ これまで訪問できなかった国の高校生や大学生等とのオンライン海外フィールドワークなど、世界規模で生じた豊かなオンライン環境を駆使したカリキュラム開発。
- ◆ 大学等と連携した大学教育の先取り履修（カリキュラム開発）により、高度かつ多様な科目等の学習プログラム／コースを開発。

WWLコンソーシアム

高校や国の枠を超えて、高校生に高度な学びを提供するAL（アドバンスト・ラーニング）ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築へとつなげる。

AL（アドバンスト・ラーニング）ネットワーク イメージ図

ALネットワーク

海外フィールドワークや国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう国内外の連携機関とのネットワークを形成

管理機関

高等学校と連携機関をつなぎ、カリキュラムを研究開発する人材（カリキュラム・アドバイザー）等の配置



対象校種	国公立の高等学校及び中高一貫教育校	委託先	管理機関（都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人）等
箇所数 単価 期間	22拠点（継続16＋新規6） 900万円程度／拠点・年 原則3年	委託 対象経費	カリキュラム開発に必要な経費 （海外研修旅費、謝金、借損料、国際会議経費等）

背景・課題

○将来にわたり、日本が科学技術分野で世界を牽引するためには、イノベーションの創出を担う、科学技術関係人材の育成を中等教育段階から体系的に実施することが不可欠。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」(抄)(令和2年7月17日閣議決定)

・子供の創造力を高め、その能力・特性や習熟度、地域の実情等に応じた多様で個別最適化された深い学びを実現するため、学年・学校種を超えた学びの拡充、異能・異才への指導・支援、STEAM教育や課題解決型学習(PBL)の充実・・・を進める。

「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について(第11次提言)」(抄)(令和元年5月17日 教育再生実行会議決定)

・国は、スーパーサイエンスハイスクール・・・において開発された課題研究の指導法や教師の育成に関するノウハウを、「探究学習」に係る専門能力に長けた教師の育成にいかすべく、優れた教員の指導方法等についての調査・分析を行い、教員養成課程を置く大学や都道府県教育委員会へ共有する。

事業概要

【事業の目的・目標】

- 先進的な理数系教育を実施している高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)」に指定し支援することを通じて、将来のイノベーションの創出を担う科学技術関係人材の育成を図る。
- 高等学校等の理数系の教育課程の改善に資する実証的資料を得る。(学習指導要領の枠を超えた教育課程の編成が可能。)

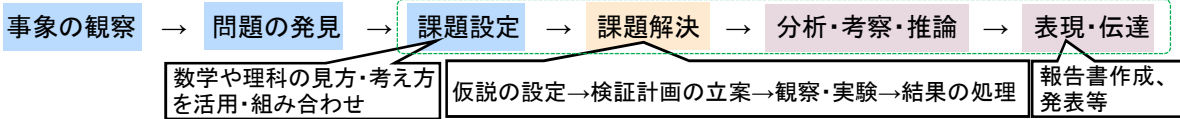
【事業規模】

- ・令和3年度指定校数:218校(うち新規:21校)
- ・指定期間:原則5年
- ・支援額:1期目1年目 12百万円/年、1期目2・3年目 10百万円/年、1期目4年目以降 7.5百万円/年(ただし5期目は、6百万円/年)

【取組】

- 高大・企業連携による興味関心の喚起、フィールドワーク等による課題研究
- 海外の高校・大学等との連携による国際的に活躍する意欲・能力の育成、社会貢献等

課題研究の流れ(イメージ)



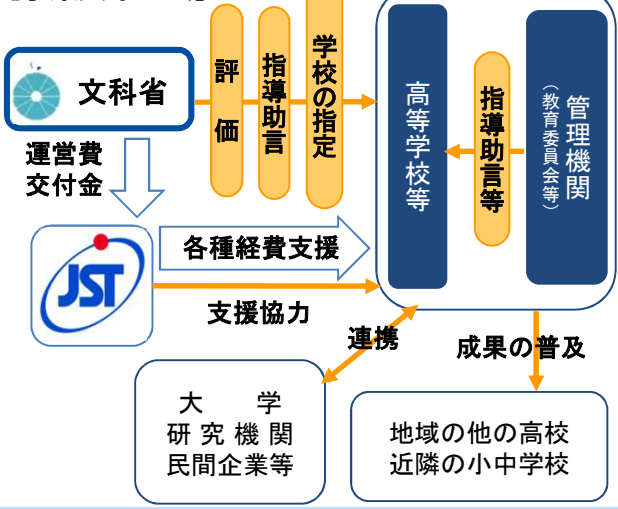
【重点枠】

- ・指定期間:最長5年、支援額:年間 5～30百万円、
- ・重点枠数:12校+1コンソーシアム(うち新規:4校)

○SSH指定校の中で、さらに、以下の取組を行う学校を重点枠として追加支援。

- ＜高大接続＞高大接続による一貫した理数系トップレベル人材育成プロセスの開発・実証。
- ＜広域連携＞SSHで培ったカリキュラムや指導法、ネットワーク等を都道府県レベルまたはそれ以上の広域に普及することにより、地域全体の理数系教育の質の向上を図る。
- ＜海外連携＞海外の研究機関等と定常的な連携関係を構築し、国際性の涵養を図るとともに、将来、言語や文化の違いを越えて共同研究ができる人材の育成を図る。
- ＜地球規模の社会共創＞地球規模の社会問題について、NPO法人や企業等との連携の下、科学的な課題研究を行うことにより、新たな価値の創造を志向する人材の育成を図る。

【事業スキーム】



【課題研究の例】

岡山県立岡山一宮高等学校「おがくずを用いた新しい耐火性および断熱性素材の開発」(R2年度スーパーサイエンスハイスクール生徒研究発表会 国立研究開発法人科学技術振興機構理事長賞)

成果

学習指導要領改訂

SSHにおける課題研究などの探究的な取組を一般校にも普及すべく、**高等学校新学習指導要領(令和4年度から年次進形で実施)**において、科目「**理数探究基礎**」「**理数探究**」を新設(共通教科「理数」)

科学技術への興味・関心や姿勢の向上

- ・科学技術に関する学習に対する意欲が増した 62%
- ・**未知の事柄への興味が向上した 80%**
- ・自分から取り組む姿勢が向上した 74%
- ・真実を探って明らかにしたい気持ちが向上した 72%(令和元年度スーパーサイエンスハイスクール意識調査)

科学技術コンテスト等における活躍

- ・国際科学オリンピック(国内大会)の年間のべ約20,000人の参加者のうち、約7,000人がSSH指定校生徒
- ・ISEF(課題研究型国際コンテスト)出場した日本代表生徒のうち、約5割がSSH指定校生徒
- ・**国内外のコンテスト・学会で受賞等**
- ＜受賞例＞
- ・読売学生科学賞:過去5回中3回、SSH指定校生徒が内閣総理大臣賞を受賞。
- ・高校生科学技術チャレンジ(JSEC):過去5回中3回、SSH指定校生徒が文部科学大臣賞を受賞。

進路選択に関する効果

・**専攻分野の選択に影響を与えた 61%**(令和元年度スーパーサイエンスハイスクール意識調査)

優れた科学技術人材の輩出

事業開始当初の**SSH指定校の卒業生が、優れた科学技術人材として国内外で活躍**

背景・課題

- Society 5.0の実現に向け、未来を創造する人材の早期育成が重要
- 理数・情報系分野に関して突出した意欲や能力のある小中学生に対する取組が希薄

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(抄)(令和3年3月26日閣議決定)

・突出した意欲・能力を有する児童・生徒の能力を大きく伸ばし、「出る杭」を伸ばすため、大学・民間団体等が実施する合同合宿・研究発表会など学校外での学びの機会や、国際科学コンテストの支援など国内外の生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。

「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)

・世界を牽引するようなトップ人材を育成するため、飛び入学等を通じて早い段階から個別最適な学びを実現する「出る杭」を引き出す教育プログラムの構築に向けた具体的な取組に着手する。

事業概要

【事業の目的・目標】

理数分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象に、大学等が特別な教育プログラムを提供し、その能力等の更なる伸長を図る。

【事業スキーム】

- ✓ 採択期間: 5年間
- ✓ 実施規模: 30機関程度
(うち令和3年度新規: 3機関)
- 支援額: 10百万円/機関・年
- ✓ 対象: 小学校5年生～中学生

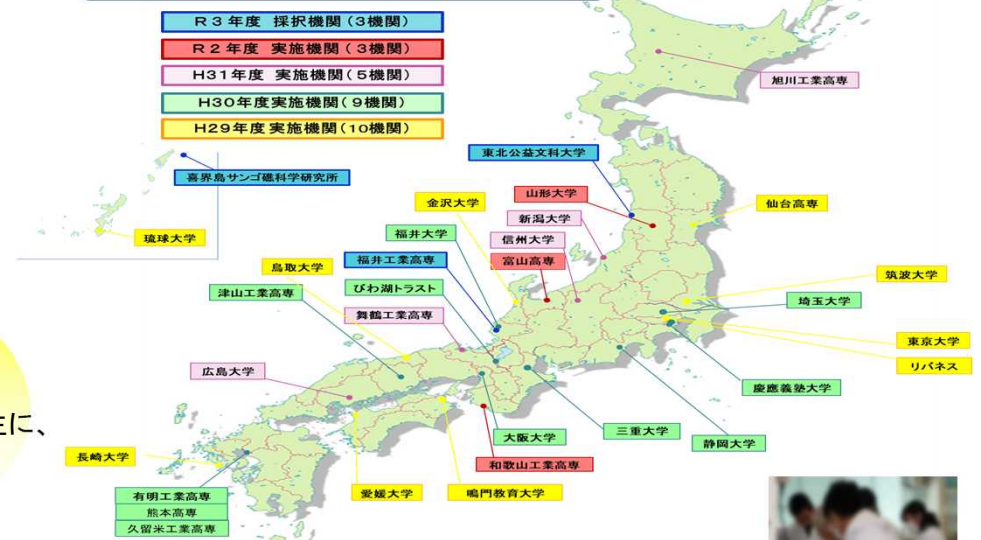


メンター
(教員や大学院生等)
による、きめ細やかな支援
※3対1～マンツーマン

レポート・発言・面接・
出席率・試験等を参考に、
興味・進捗に応じて、
特に意欲・能力の高い小中学生に、
一層創造性、専門性を向上

ジュニアドクター育成塾

R3年度 採択機関(3機関) H29～R2年度 実施機関 地域分布



応募

- ・自己推薦(保護者推薦)
- ・教育委員会・学校推薦
- ・各種オリンピック・科学の甲子園Jr出場者
- ・科学館・博物館等の取組を通じた推薦
- ・その他(機関独自の手法による募集)

選抜
各地域における
意欲のある
小中学生

一次段階(1機関40名程度)

- ・各種講義、講演、少人数での実験、最先端施設の見学、倫理・社会における科学の役割等、科学の基礎を徹底的に学習。科学技術人材としての基盤を構築。
- ・多様な分野の受講を経た後、特に興味を持てる分野を発見していく。

選抜
特に
意欲・能力
の高い
小中学生

二次段階

- (1機関10名程度)
- ・配属する研究室とのマッチング、研究・論文作成における教員等の個別指導、各種機会での発表等により、創造性・課題設定能力・専門分野の能力を伸長。

全国規模のイベント

- (対象: 卓越した小中学生) ノーベル賞受賞者との実験
- ・各地域の卓越した子供による合同合宿・研究発表会を数日間実施。
 - ・地域や専門分野を超えて、小中学生が集い切磋琢磨する機会の提供。
- 例: ノーベル賞受賞者等による講義・実験、各々が実施してきた研究の発表会、未知の分野の研究、国内トップ層の大学生・高校生との交流 等

背景・課題

○ 国内外の学生・生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実が求められている。

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(抄)(令和3年3月26日閣議決定)
・突出した意欲・能力を有する児童・生徒の能力を大きく伸ばし、「出る杭」を伸ばすため、…国際科学コンテストの支援など国内外の生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。
「第3期教育振興基本計画」(抄)(平成30年6月15日閣議決定)
…理数分野等で突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を大きく伸ばすための…国内外の学生・生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。

事業概要

【事業の目的・目標】

- 世界で活躍できる卓越した人材の輩出
- 学校における理数・科学技術のイメージ・地位の向上を通じ、
科学を志す生徒の増加に貢献

【事業概要・イメージ】

世界で活躍する卓越した科学技術人材の輩出と科学を志す生徒の増加を目的とし、主に理数系の意欲・能力が高い中高生が科学技術に係る能力を競い、相互に研鑽する場を構築。

1. トップ高校生の研鑽の場の支援

⇒教科系(数学、化学、生物学、物理、情報、地学、地理)・課題研究系(ISEF等)コンテスト支援

- 国際大会への日本代表選手派遣(派遣・代表選手の訓練等)
- 国内大会の開催支援(開催・周知活動・参加気運の醸成等)
- 国際大会の日本開催に対する支援



2. チーム型活動を行う学校・団体の活躍の場の創出

- 科学の甲子園(対象:高校生)、科学の甲子園ジュニア(対象:中学生)の全国大会を開催(大会運営・作問)
- 都道府県予選大会に対する支援(経費の一部負担)



【事業スキーム】



【これまでの成果】

1. コンテスト支援

○ R2国際科学オリンピック成績

	数学	化学	生物	物理	情報	地学	地理	合計
金	0	0	1		2			3
銀	5	4	3	※	2	※	※	14
銅	1	0	0		0			1

(※)新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大会が中止等となったもの

○ 国際大会日本開催予定

- 2021年 国際化学オリンピック(大阪府東大阪市)
【リモート開催(*)】
- 2022年 国際物理オリンピック(東京都(予定))【2023年に延期(*)】
- 2023年 国際数学オリンピック(千葉県千葉市(予定))
(*)新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるもの

2. 科学の甲子園、科学の甲子園ジュニア

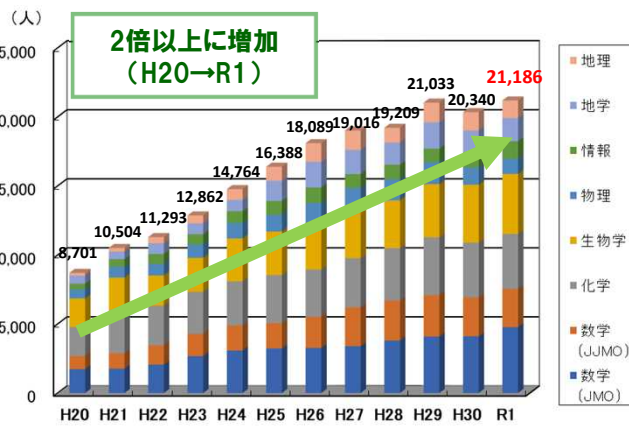
○ 科学の甲子園・科学の甲子園ジュニア全国大会結果

- ・ 科学の甲子園(第10回(R2年度))
 - ー 各都道府県から選出された代表高校・高専(47チーム・361名)の高校生等が出場
 - ー 京都府代表京都府立洛北高等学校が総合優勝
- ・ 科学の甲子園ジュニア(第7回(R元年度))
 - ※第8回(R2年度)は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催中止し、エキシビジョン大会をリモート開催
 - ー 各都道府県の代表チーム(47チーム・282名)の中学生が出場
 - ー 愛知県チームが優勝

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
科学の甲子園	6,308	6,704	7,650	8,261	8,244	8,725	9,075	8,999	7,168
科学の甲子園ジュニア	-	16,369	21,958	23,339	25,155	27,892	27,146	28,231	-

＜科学の甲子園・科学の甲子園ジュニア予選参加者数＞ (単位:人)

＜国際科学オリンピック国内大会への参加者数の推移＞



スポーツ分野において特異な才能を有する児童生徒に対する支援

スポーツ分野において特異な才能を有する児童生徒について、その才能を見だし、伸ばしていくための取組を国として支援。学校教育との両立に当たっての配慮も実施。



次世代アスリートの発掘・育成のための取組

地域における将来有望なアスリートの発掘を行うとともに、才能ある次世代アスリートのパフォーマンスを最大化するための育成・強化の取組を支援

①有望アスリートの海外強化支援

将来金メダルが期待できる有望な若手アスリートが海外に滞在して強化活動を行う取組を支援し、パフォーマンスのアップーリミット（上限値）を引き上げる

②次世代ターゲットスポーツの育成支援

将来メダル獲得が期待されるアスリートを有する競技・種別に対して、戦略的な育成・強化に対する支援を行い、メダル獲得の可能性を有するアスリート数を最大化

③アスリートパスウェイの戦略的支援

自分の能力・特性に合う最適な競技・種目に出会っていないアスリートを含めて、大きな飛躍の可能性を秘めた人材を全国において発掘し、各競技団体の本格的な育成・強化コースに導くためのシステムを構築する



大会や合宿等に参加する児童生徒に対する学校での配慮

学校に在籍するトップアスリートが、学校教育への影響等に適切な配慮がなされた上で、大会や強化合宿等に参加しやすくなるよう通知

以下の内容を都道府県教育委員会等宛に通知

- 児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会及び強化合宿等への参加について、児童生徒の心身の発達、学校教育への影響に配慮しつつ、参加を認めること
- この場合、校長は、学校教育活動の一環として参加させることができ、「出席」扱いとすることが適当であること
- 学校においては、保護者や各競技団体と連携して、児童生徒の参加状況を把握すること

※ オリンピック・パラリンピック以外についても、部活動において実施されているか否かにかかわらず、同様の取扱いが可能



研究開発学校とは

教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るため、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成実施を認め、新しい教育課程、指導方法等について研究開発を行う（昭和51年度から開始）。

- 市町村教育委員会等の学校設置者からの申請に基づき文部科学大臣が指定（4年 ※平成24年度指定校までは3年）。
- 文部科学省が示す「研究開発の募集課題」や「研究開発の視点の例」に基づき、各学校の創意工夫により研究開発課題を設定。

研究開発の推進イメージ例

<指定1年目>



研究開発学校は、文部科学省や教育研究開発企画評価会議協力者の指導助言を踏まえ、

- ①子供たちに育むべき資質・能力の明確化
- ②新設する教科等の教育課程上の位置付けや教育課程全体における新設する教科等と既存の教科等との関係性の明確化
- ③新設する教科等の目標、内容の明確化
- ④特別の教育課程を実施した成果を分析するための評価方法や評価指標の決定（併せて、成果検証の際に子供たちの変化を見るため、特別の教育課程を実施する前段階での子供たちの状況を把握）

等を行う。

<指定2～4年目> 指定1年目に、文部科学省や教育研究開発企画評価会議協力者の指導助言も踏まえて編成した特別の教育課程を実施し、教育課程や指導方法を改善するとともに、特別の教育課程の編成により、子供たちがどのように変化したかなど、成果の検証を行っていく。

令和3年度研究開発課題

主として特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対する指導に関する研究開発

(研究開発の視点の例)

- 知的好奇心を高める発展的な学習の充実
例えば特異な才能と学習困難とを併せ持つ2E(Twice-Exceptional)の児童生徒などを含め、特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対し、遠隔・オンライン教育も活用し、学習意欲の喚起や知的好奇心を更に高める発展的な学習の指導や支援のための教育課程の在り方について研究する。
- 個別最適な学びと協働的な学びの往還に関わる研究
STEAM教育など教科等横断的で実社会と関わるプロジェクト型の学びなどにより、個別最適な学びと、児童生徒同士がお互いの違いを認め合い、学び合いながら相乗効果を生み出す協働的な学びの往還の在り方について研究する。
- 学校外での学びの実践
大学や民間団体等が提供する学校外での学びへ児童生徒をつないでいき、学校においてその学習を生かし自他ともに学び合い成長する機会を設けるとともに、学校外での学びの成果を含めた学習評価の在り方について研究する。

(指定校)

金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校、愛媛大学附属高等学校

キャリア教育：

社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア(※)発達を促す教育

(※キャリア・・・人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね)

方向性

幼児期の教育から高等教育まで、**発達の段階に応じ体系的に実施**

様々な教育活動を通じ、基礎的・汎用的能力を中心に育成

各学校段階におけるキャリア教育推進の主なポイント

小学校

働くことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大等、社会性、自主性・自律性、関心・意欲等を養う

中学校

社会における自らの役割や将来の生き方、働き方等を考えさせ、目標を立てて計画的に取り組む態度を育成し、進路の選択・決定に導く

後期中等教育

生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を育成し、これを通じて勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立する

高等教育

学校から社会・職業への移行を見据えて、自らの視野を広げ、進路を具体化し、それまでに育成した社会的・職業的自立に必要な能力や態度を伸張・深化させる取組を教育課程の内外での学習や活動を通じ充実

基礎的・汎用的能力

「**人間関係形成・社会形成能力**」 多様な他者を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画することができる力。

「**自己理解・自己管理能力**」 自分と社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、進んで学ぼうとする力。

「**課題対応能力**」 仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力。

「**キャリアプランニング能力**」 「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方について、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。

学びに向かう力・人間性等

知識・技能

思考力・判断力・表現力等

生徒指導とは、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」であり、教科指導と並んで教員の中核的業務である。

◎生徒指導提要(平成22年3月・文部科学省)(抄)

第1章 生徒指導の意義と原理

第1節 生徒指導の意義と課題

1 生徒指導の意義

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。

○生徒指導の業務の例

- ・ いじめ等の問題行動を学校全体で組織として把握する体制づくり
- ・ 不登校など実際に生じた課題の解決のための児童生徒への直接の指導・支援
- ・ 保護者への連絡や相談対応、警察、福祉、法務等の関係機関との連携
など

○特に個別のいじめに対して講ずべき措置

(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づく措置)

- ・ いじめの事実確認と設置者への結果報告
- ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- ・ いじめを行った児童生徒に対する指導又は保護者に対する助言
- ・ いじめ重大事態への対処
など

【法令上の根拠等】

◎教育基本法(平成十八年法律第百二十号)(抄)

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

◎学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二～十 (略)

◎小学校学習指導要領(平成29年3月・文部科学省)(抄)

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

- **個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の充実に向け、教育支援センターの取組支援や、出席扱いの措置、教育課程の弾力化等に取り組んでいる。**

・**教育支援センター（適応指導教室）の設置の推進**

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター（適応指導教室）」の設置を推進
（令和元年度：1,527施設（H30：1,449施設））

・**不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化（不登校特例校）**

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成

【特区措置を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化】

・**不登校児童生徒に対する支援推進事業**

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場における不登校児童生徒の支援を推進

【令和2年度に創設】

・**教育相談体制の充実**

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置やSNS等を活用した相談体制の構築を推進

・**指導要録上の出席扱いについての措置等**

小・中・高等学校の不登校児童生徒が教育支援センター（適応指導教室）や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる

【令和元年10月25日付け初等中等教育局長通知（義務教育）】

【平成21年3月12日付け初等中等教育局長通知（高等学校）】

また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度（いわゆる「学割」）を適用

【平成5年3月19日付け初等中等教育局中学校課長通知（義務教育）】

【平成21年3月12日付け初等中等教育局長通知（高等学校）】

特別支援教育を受ける児童生徒の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数 (※令和2年度)	視覚障害 (約5,000人) 聴覚障害 (約7,900人) 知的障害 (約133,300人) 肢体不自由 (約30,900人) 病弱・身体虚弱 (約19,200人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約144,800人 (平成22年度の約 1.2倍)	知的障害 (約138,200人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,300人) 弱視 (約600人) 難聴 (約2,000人) 言語障害 (約1,500人) 自閉症・情緒障害 (約151,100人) 合計：約302,500人 (平成22年度の約2.1倍)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人) (※令和元年度現在) 合計：約134,200人 (平成21年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数 (※令和2年度)	幼稚部：約 1,300人 小学部：約46,300人 中学部：約30,600人 高等部：約66,600人 義務教育段階の 全児童生徒の 0.8%	小学校：約218,000人 中学校：約 84,400人 義務教育段階の 全児童生徒の 3.1%	小学校：約116,600人 中学校：約 16,800人 高等学校：約 800人 (※令和元年度現在) 義務教育段階の 全児童生徒の 1.4%
学級編制 定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 自立活動 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
	それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法をまとめた計画）を作成。		

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）